

各代表者 様

千葉県子ども未来局
子ども未来部幼保運営課長

児童のマスク着用について

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に御尽力いただき、重ねて御礼申し上げます。

本市では、児童のマスク着用について、「保育園・認定こども園等における未就学児のマスク着用に係る留意事項等について（令和4年2月18日付け当職通知）」にて、①子どもの発育状況等には個人差が大きいことから、一律にマスク着用は求めないこと、②マスク着用が無理なく可能と判断される児童に限り、可能な範囲でマスクを安全に着用することとし、併せて、③マスク着用にあたっての留意事項をお示ししてきたところです。

今般、令和4年5月20日付け厚生労働省事務連絡「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」等を踏まえ、改めて、児童のマスク着用に関する考え方を下記のとおり整理しましたので、保護者のご理解を得るよう努めながら、ご対応をお願いいたします。

記

1. これまでも2歳未満の児童については、マスク着用は求めておらず、この取扱いに変更はないこと。
2. 2歳以上の児童についても、これまでどおり、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。
3. これから夏季を迎えるにあたり、子どもは体温の調節機能が未熟で熱がこもりやすいため、マスクを着用することにより熱中症になるリスクが高まり非常に危険であることから、特に、屋外（園庭や公園等）の活動においては、児童の健康や安全面から、原則としてマスクなしで活動すること。また、マスクを外すことについて、児童に声掛けを行うこと。

【添付資料】

次の資料も併せて確認をお願いします。

- ・令和4年5月20日付け厚生労働省事務連絡「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（別添1）
- ・令和4年5月25日付け厚生労働省事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十五報）（令和5年5月25日現在）」（別添2）
- ・令和4年5月25日付け厚生労働省事務連絡「マスク着用に関するリーフレットについて」（別添3）